

こどもの性被害防止に係る対策について

2023年6月27日
こども家庭庁成育局

児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理の厳格化について

- 令和4年6月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）により、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化に関する規定を整備。
 - ※ 資格管理の厳格化に関する改正法の規定は令和5年4月1日施行。データベースに係る規定は公布の日（令和4年6月15日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。
- 改正法を踏まえ、都道府県において資格管理の厳格化に関する運用が適切に実施されるよう基本的な考え方等を示すとともに、保育士による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために基本指針を策定。（令和5年3月27日付けで厚生労働省子ども家庭局長通知として発出）

改正法の内容

- 改正法においては、児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理の厳格化に関し、以下の事項を規定している。
 - (1) 欠格期間の見直し
 - (2) 児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合について、保育士登録を取り消さなければならない事由に追加
 - (3) 児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者及びこれら以外の者のうち保育士登録を受けた日以後に児童生徒性暴力等を行っていたことが判明した者（以下「特定登録取消者」という。）に係る保育士資格の再登録制限
 - (4) 保育士を任命し、又は雇用するものによる都道府県知事への報告義務
 - (5) 特定登録取消者の氏名及び特定登録取消者の登録取消しの事由等に関する情報に係るデータベースの整備 等

※ 改正前との比較等については、次頁を参照。

基本指針の主な内容

- 第1 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針
 - 1 本指針の目的等
 - 2 児童生徒性暴力等の定義
 - 3 国、都道府県、市町村、任命権者等、保育所等の役割
- 第2 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項
 - 1 児童生徒性暴力等の防止等に関する施策
 - (1) 保育士に対する啓発
 - (2) 保育士養成課程を履修する学生への理解促進
 - (3) 児童及び保護者に対する啓発
 - 2 保育士による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策
 - (1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備
 - (2) 保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置
 - (3) 保育士登録の取消し
 - 3 保育士の任命又は雇用に関する施策
 - (1) データベースの整備等
 - (2) 保育士を任命又は雇用しようとするときの取組
 - 4 特定登録取消者に対する保育士の再登録に関する施策
 - (1) 特定登録取消者に対する保育士の再登録
 - (2) 都道府県児童福祉審議会の意見聴取

(参考) わいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化 見直し内容

改正事項		保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し内容）
欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	執行を終わった日等から起算して 2年	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 2年	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 3年
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して 2年	免許状失効等の日から 3年	登録取消の日から起算して 3年
登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 （わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている）	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・わいせつ行為を行ったと認められる場合
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
わいせつ行為を行った者の再登録等の制限	欠格期間経過後は再登録の申請が可能	わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる（※）	わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる	
わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握	—	わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する（※）	わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する	

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。
 ※ 法の規定に基づく対応

昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について

- 昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について、次の2点を基本的な考え方として、進めていくこととする。
 - ① こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるようにすること
 - ② 保育所等、保育士等の皆様が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくこと
- 具体的には、下記3点の対応を行う(5/12付でこども家庭庁・文部科学省連名の通知を発出)。

① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定

今まで必ずしも明確ではなかった「不適切な保育」の考え方を明確化するとともに、保育所等、自治体等に求められることを整理したガイドラインを策定。

② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討

保育所等における虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討。

③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化

保育現場の負担軽減に資するよう、運用上で見直し・工夫が考えられる事項について周知。併せて、巡回支援事業の更なる活用等について周知。

子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022概要

現行プラン

平成29年4月、犯罪対策閣僚会議において、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを視野に入れたプランを決定

情勢・課題

- ・加害者との接触を媒介するツール等の普及、多様化等
- ・SNSに起因する児童買春事犯・児童ポルノ事犯が高水準で推移
- ・国際社会との連携・情報発信強化の必要性 など

新プランの策定

- ・現行プランの6つの柱を維持しつつ、各柱の施策について、今後継続すべき施策に現在の情勢・課題を踏まえた施策を新たに追加
- ・今後5年間を目途に現行法を前提として取り組むべき施策を取りまとめ
- ・進捗状況についてフォローアップを実施

新規追加施策

1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化

- 地域の関係機関への情報発信等を通じ、地域の関係機関・団体等の連携・協力による児童の性的搾取等の撲滅に向けた取組の促進
- 児童買春等の法令違反のサービス提供が行われないよう、旅行業者等による自己点検や国・地方公共団体による立入検査を通じた指導の実施
- 「若年層の性暴力被害予防月間」を実施し、関係府省、地方公共団体、関係団体等と連携・協力し、A V出演被害、「JKビジネス」等の若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や被害に遭った場合の相談先の周知を推進
- 虐待、性的搾取等・性暴力等の分野における取組を取りまとめた「子どもに対する暴力撲滅行動計画」に基づく、関係府省庁の連携した取組の実施

2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援

- 性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」をはじめとする生命の尊さを学び生命を大切にしている教育などの推進

3. 児童の性的搾取等に使用されるツールや場所等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進

- SNS事業者団体の青少年保護活動に参画し、被害実態に関する情報提供を行うとともに、個々の事業者における自主的な対策強化を促進
- SNS上の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進するとともに、AI技術の活用など効果的な手法の導入を検討
- 官民が連携し、AV出演被害問題・「JKビジネス」・援助交際等の性的搾取等の根絶を目指し、被害防止に係る取組を推進
- 被害場所の実態把握、被害場所に関する分析を実施し、関係府省庁の協力を得て関係団体等へ情報を提供

4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進

- 児童相談所、教育機関、法務局等において面接等に加え、SNSの活用による相談しやすい環境整備を実施

5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生

- 矯正施設に収容中の性犯罪者等について、矯正施設収容中から医療機関等の医師や社会福祉士等の専門家による面接を実施し、個々人の特性やニーズに応じた医療機関等による多様な方法、内容による退所後の治療等につなげ、再犯防止を推進
- 刑事手続の終了後も、地域社会において性犯罪者に対するカウンセリング等再犯防止に向けた支援が提供されるようにするなど、国と地方公共団体とが連携した性犯罪者の再犯防止対策の推進
- 仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着義務付けなど、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を踏まえた所要の検討を実施

6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化

- 過去40年間の懲戒免職処分歴等の情報検索が可能な「官報情報検索ツール」の更なる活用の促進や児童生徒に対して性暴力に及んだ教育職員¹の原則懲戒免職²の徹底
- 保育士資格について、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討するとともに、性暴力等を行ったベビーシッター³に対する業務停止命令等に関する情報を共有・公表する仕組みの構築を検討
- 教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討
- 児童が対象となる場合を含め、競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布等によるハラスメント⁴について、関係団体・関係省庁とも連携しつつ、問題に関する啓発等、防止に向けた取組を推進
- 子供に対する性被害⁵に対処するための刑事法の整備⁶について、性犯罪に対処するための法整備に関する法制審議会の審議結果を踏まえた所要の検討を実施

「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」及び 「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同開催

会議の概要

日時：令和5年6月13日（火）15:30～16:00

場所：こども家庭庁長官官房第一会議室

議題：こども・若者の性被害防止のための対策の強化等について

構成：

＜性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議＞

議長 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

議長代理 内閣府男女共同参画局長

構成員 こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長
警察庁刑事局長、法務省大臣官房政策立案総括審議官
法務省刑事局長、文部科学省総合教育政策局長
厚生労働省社会・援護局長

＜こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議＞

議長 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

構成員 内閣官房内閣審議官内閣府男女共同参画局長、
警察庁生活安全局長、こども家庭庁成育局長、
こども家庭庁支援局長、総務省総合通信基盤局長
法務省刑事局長、法務省人権擁護局長、
外務省総合外交政策局長、
文部科学省総合教育政策局長
厚生労働省社会・援護局長、
経済産業省商務情報政策局長、観光庁次長

小倉大臣ご発言（閣議後記者会見）

（前略）私ども政府の立場といたしましては、特定の業界、特定の企業、個別事案、こういったものを念頭に置いた議論というよりも、むしろ性別を問わず、あるいはどのような状況にこどもが置かれていても、性被害・性暴力は根絶しなければいけないものでありますので、より一般的にこども・若者の性被害防止のための対策はどうするべきかということを議論することだろうと思っております。

（中略）これまで、こども・若者の性被害防止については、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」や「子供の性被害防止プラン2022」に基づき各種の対策が進められてまいりましたが、依然多くのこどもや若者が性犯罪・性暴力の被害に遭っております。過去3年の犯罪統計を見ますと、こどもや若者が被害者となる強制性交等罪等の認知件数は増加しており、今年1月から4月の暫定値も昨年同時期を上回っております。

こうした中、被害に遭っても声を上げにくい当事者の心情にいかに関わり添うかといった課題も指摘されているところであります。

こうした状況等に鑑みて、関係府省がそれぞれの取組の強化を図るため、連携して検討を進めることといたしました。

今後、本合同会議において、こどもや若者の性被害防止に関する有識者や支援者の方々からのヒアリングなども実施をしながら、スピード感を持って議論を進め、来月の中頃を目途として、関係府省それぞれにおける対策の強化策についてお示しいたしたいと考えております。